

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

ベトナム社会主義共和国

食品行政機構及び関連法令

1. 食品行政機構	1
2. 食品関連法令	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 食品行政機構

ベトナムでは食品安全の管理責任は国レベルの各省及び地方レベルでは人民委員会の間で分担されており、**保健省 (Ministry of Health: MOH)**、**農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development: MARD)** 及び **産業通商省 (Ministry of Industry and Trade: MIT)** も含まれる。

食品安全法によれば(第 10 章 第 61 条)、国家レベルでは保健省(MOH)が食品安全における国の政策の立案及びその実施の調整を含む食品の安全管理において中心的役割を担う。地方及び農村レベルでは、その責務は人民委員会が担う。

保健省(MOH)には、食品(生鮮及び加工食品など)、食品包装用器具、食品包装及び食品容器の食品安全に関連する国家技術規則公布に対する責任もあり、政策を立て、加工食品セクター(食品添加物、食品加工助剤、瓶入り飲料水、ナチュラルミネラルウォーター、或いは機能性食品等)の食品安全を管理する権限が付与されている。保健省の権限範囲内で、これらの責務はベトナム食品局(Vietnam Food Administration: VFA)に委任されている。保健省は又、製品・商品品質法に準拠して食品品質に対する責務も負う(食品安全法第 10 章第 62 条)。

農業農村開発省(MARD)は一次産品セクター(シリアル、肉・肉製品、水産動物・水産動物製品、野菜・根菜・果物及びその製品、卵・卵製品、生乳、蜂蜜・蜂蜜製品、遺伝子組換え食品、食塩及びその他農産物などの製品等)の食品安全に関する政策立案及び管理の責務を負う。保健省同様、その責務は農林水産物品質管理局(National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department: NAFIQAD)に委任されている(食品安全法第 10 章第 63 条)。

産業通商省(MIT)は特定食品セクター(酒類、ビール、飲料、加工乳、植物油、粉・澱粉加工製品等の製品を製造)の食品安全に関する政策立案及び管理の責務を負う。これ以外に、産業通商省は市場・スーパーマーケットにおける食品安全、さらに偽造食品及び食品取引上の不正に関して最終的な責務を負う(食品安全法第 10 章第 64 条)。

ベトナムでは、法律は立法権を有する国の最高機関の国会によって公布される(立法行為に相当する)。次いで、条令が国会の常任委員会(2 番目の立法機関)により公布される。大統領令及び決定、政府議定及び決議、首相決定及び指令、最後に大臣決定、指令、通知、合同通知の順に続く。

ベトナム 食品管理局(Vietnam Food Administration: VFA)

ベトナム食品管理局(VFA)は保健省(MOH)の管理機関である。VFA は、国内食品及び輸入食品の食品安全性に関する国家管理の実施において、保健大臣を支援している。又、VFA は食品安全に関する中央省庁間運営委員会の常設機関である。

2. 食品関連法令

(1) 食品安全法 (55/2010/QH12)

ベトナム国会は、2010 年 6 月 17 日付で食品安全法 55/2010/QH12 を公布し、2011 年 7 月 1 日に施行した。食品安全法(Food Safety Law: FSL)は、組織と個人に食品の安全を確保する権利と責任、即ち、食品安全のための条件、食糧生産と貿易、食品の輸入と輸出、食品の広告と表示、食品試験、食品リスク分析、食品安全事故の防止と対処、食品安全に関する情報、教育、及びコミュニケーション、そして国の食品安全管理を規定するものである。

食品安全法(FSL)によれば、輸入検査が免除されている場合を除き、すべての輸入食品、食品添加物、食品加工に使

用される物質、輸入食品の包装、及び容器に使用される包装材料は、食品安全のための輸入検査の対象となる。検査の結果、問題の製品が輸入要件を満たしていることが判明した場合にのみ、輸入食品の通関が許可される。食品安全法は、食品検査に関し、①厳格検査、②通常検査、及び③簡易検査の3つのカテゴリーを概説しており、保健省(MOH)、農業農村開発省(MARD)、及び産業貿易省(MOIT)の3つの省庁に輸入食品検査の責任を割り当てている(食品安全法第6章第40条(21)項)。

FSLの施行を改善するために、ベトナム政府(GVN)は2018年2月2日付で政令No.15/2018/ND-CPを公布した。これは直ちに施行され、FSLの多数の条項の施行について詳述されている従来の政令No.38/2012/ND-CPに代わるものとなった。

政令No.15/2018/ND-CPの主な内容

1. 製品の自己宣言のための手続き(第2章 第4～5条)
2. 製品宣言の登録手続き(第3章 第6～8条)
3. 遺伝子組換え食品の保証(第4章 第9～10条)
4. 食品安全性証明書の発行(第5章 第11～12条)
5. 輸出入食品の安全性の国家検査(第6章 第13～23条)
6. 食品の表示(第7章 第24～25条)
7. 食品広告(第8章 第26～27条)
8. 栄養補助食品の生産における食品安全要件(第9章 第28～29条)。
9. 食品添加物の生産、販売及び使用における食品安全要件(第10章 第30～33条)
10. 食品の原産地(第11章 第34～35条)
11. 食品安全当局(第12章 第36～41条)

この政令では、国産及び輸入食品の登録と検査、及びMOH、MARD、MIT間の食品安全管理の割り当てに基本的な変更を加えている。政令No.15/2018/ND-CPは又、国の食品安全管理の割り当てと調整の指針に関して、2014年4月9日付のMOH、MARD及びMIT合同通達13/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCTの第II章を廃止した。

政令No.15/2018/ND-CPに基づき、事前に包装された加工食品、食品添加物、及び食品加工助剤に新しい簡略化された登録手順を適用し、企業が製品の自己申告書を発行後ただちに、これらの製品の製造、輸入、販売を許可する。又、MOH、MARD、及びMITによって適用される輸入検査法をスリム化して同期するために、新しい輸入検査制度を設定した。新しい検査体制では、すべての輸入品に対して3つの検査法(①厳格検査、②通常検査、及び③簡易検査)は維持されるが、サンプリング頻度が減少し、通関後検査に切り替わる。

ベトナム政府(GVN)は、食糧生産と貿易、食品の輸入と輸出における行政違反の取り扱いに関する政令178/2013/ND-CPに代わるものとして、2018年9月4日付で政令No.115/2018/ND-CPを公布した。政令No.115/2018/ND-CPは、食糧生産と貿易の違反に対して、より厳しい罰則と追加の制裁を課している。この新しい政令では、期限切れの材料や製品、起源不明のもの、あるいは未検疫の動植物由来のものを使用していることが判明した組織または個人には、侵害している食品の価値の2倍の罰金が科せられる。

政令No.115/2018/ND-CPは又、食品安全違反に対する罰金を最大2億ドン(VDN)または侵害している食品の価値の7倍まで引き上げた。追加の罰則として、食品安全および製品登録証明書の失効、材料の没収、事業の停止なども課される場合がある。違反した企業は、侵害している食品を破壊し、結果として生じる食中毒事件を処理するためのすべての費用を支払う必要がある。政令No.115/2018/ND-CPは2018年10月20日に施行された。

(2) 食品添加物に関わる通知No. 24/2019/TT-BYT

2019年8月30日、MOHは、ベトナムの食品添加物に関する規制を更新するために通知No. 24/2019/TT-BYTを公布した。食品添加物に関するMOH通知No. 27/2012及びNo. 8/2015に代わるものとして、通知No. 24/2019/TT-BYT

は 2019 年 10 月 16 日に施行された。

(3) 食品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP

2017 年 4 月 14 日、食品表示に関する政令 No. 89/2009 に代わる政令 No. 43/2017/ND-CP を公布した。政令 No. 43/2017 は、ベトナム国内で流通している全てのカテゴリーの食品、飲料、及び農産物の表示要件を規定している。この政令は 2017 年 6 月 1 日から施行された。

(4) 機能性食品 (Functional Foods) の表示に関する通知 No. 43/2014/TT-BYT

機能性食品の表示に関する主要な法律は、食品安全法 (FSL) 55/2010/QH12 に基づき、2014 年 11 月 24 日付の機能性食品の管理を規制する保健省 (MOH) 通知 No. 43/2014/TT-BYT が、2015 年 1 月 15 日に施行された。